

## 静岡市賑わい創出イベント感染症対策事業補助金の取扱い

### (趣旨)

第1条 この取扱いは、静岡市賑わい創出イベント感染症対策事業補助金の交付について、静岡市賑わい創出イベント感染症対策事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 交付要綱第2条に規定する賑わい創出イベントは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市の魅力を発信し、及び観光客の増加を図ることを目的として実施するイベント
- (2) 本市全体の経済活性化を目指すイベント
- (3) 市補助金の交付を受けているイベント

### (補助対象経費)

第3条 交付要綱第5条に規定する補助対象経費は、新型コロナウイルス感染症予防に配慮して開催するために必要となる経費のうち、次に掲げるものとする。

なお国・県・市これに類する機関が推奨しないものについては、補助対象外とする。

- (1) 開催場所の変更等に要する経費
  - (例)・大規模な会場への変更に伴う会場借上料等
  - ・感染症対策を講じた設営に係る経費 など
- (2) 参加者・観客等の開催会場での感染拡大防止対策等に要する経費
  - (例)・衝立、透明シート等の設置に必要な資材の購入費
  - ・サーモグラフィー等の機材借上料
  - ・参加者の歩行経路や待機間隔等の表示に必要な資材の購入費 など
- (3) 混雑緩和に要する経費
  - (例)・来場者の誘導等に必要なスタッフ人件費
  - ・警備員の増員配置に必要な経費 など
- (4) 前3号のほか、感染症対策を講じるために必要な経費

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、開催に要する補助対象経費（固定費は除く）の合計額の10分の1又は1,000万円のいずれか低い額を上限とする。ただし、状況に応じ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の強化が必要な場合は、上限の範囲内で加算することができる。

令和3年4月22日